

府中市子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

府中市長 高野律雄

府中市規則第73号

府中市子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則の一部を改正する規則

府中市子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則（令和元年9月府中市規則第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

（【 】は注記である。）

改正後	改正前
<p>【削除】</p> <p>第4条～第6条 省略</p>	<p><u>(施設等利用給付認定に係る通知)</u></p> <p><u>第4条 市長は、前条の申請について施設等利用給付認定をするときは子育てのための施設等利用給付認定通知書(第2号様式)により、当該申請について施設等利用給付認定をしないときは子育てのための施設等利用給付認定申請却下通知書(第3号様式)により、当該申請に係る保護者に通知するものとする。</u></p>
<p>【削除】</p>	<p><u>第5条～第7条 省略</u></p> <p><u>(施設等利用給付認定の変更に係る通知)</u></p>

<p><u>第7条～第8条 省 略</u></p>	<p><u>第8条 市長は、法第30条の8第2項又は第4項の規定による施設等利用給付認定の変更の認定をするときは、子育てのための施設等利用給付認定変更通知書（第4号様式）により当該変更の認定に係る保護者に通知するものとする。</u> <u>（施設等利用給付認定の取消し）</u></p> <p><u>第9条 市長は、法第30条の9第2項の規定により施設等利用給付認定を取り消したときは、子育てのための施設等利用給付認定取消通知書（第5号様式）により当該取消しに係る保護者に通知するものとする。</u></p> <p><u>第10条～第11条 省 略</u></p>
---------------------------	---

第1号様式中「(第3条、第6条、第7条、第10条)」を「(第3条、第5条、第6条、第7条)」に改める。

第2号様式から第5号様式までを次のように改める。

第2号様式から第5号様式まで 削除

付 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の府中市子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する規則の規定は、令和7年11月25日から適用する。